

■点検項目 11 関係（グループ企業派遣）

グループ企業内での派遣は、これがすべて否定されるものではありませんが、グループ企業内の派遣会社がグループ企業内派遣ばかりを行うとすれば、派遣会社がグループ企業内の第二人事部的なものとして位置付けられていると評価され、労働力需給調整システムとして位置付けられた労働者派遣事業制度の趣旨に鑑みて適切ではありません。そのため、派遣元事業主が労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（「60歳以上の定年退職者^{*}」は除く。）が100分の80以下となるようにしなければならないとされています（派遣法23の2）。

^{*}「60歳以上の定年退職者」とは、60歳以上の定年年齢に達した者（継続雇用者も含む。）をいいます。また、グループ企業内の退職者に限られるものではありません。

$$\text{派遣割合} = \frac{\text{全派遣労働者のグループ企業での総労働時間} - \text{60歳以上の定年退職者のグループ企業での総労働時間}}{\text{全派遣労働者の総労働時間}}$$

